

## 確認検査業務手数料

令和7年4月1日改正

### ■建築物に関する確認申請

#### 1 《建築物に関する確認申請手数料》

床面積の合計		手数料の額
100㎡以内のもの	建築基準法第6条の4に該当するもの	22,000円
	上記以外の建築物	26,000円
100㎡を超え、 200㎡以内のもの	建築基準法第6条の4に該当するもの	30,000円
	上記以外の建築物	37,000円
200㎡を超え、300㎡以内		45,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの		50,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの		75,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		100,000円

#### 2 《工事種別に伴う床面積の算定方法》

- ① 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積
- ② 計画変更の場合（移転をする場合を除く。）は、その変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加をする部分にあつては、その増加する部分の床面積）
- ③ 計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

#### 3 《既存建築物に増築する場合（同一棟とした場合に限る。）》

- ・ 既存部分の床面積の2分の1を、増築部分の床面積に加算した床面積の合計として、1の表の額の欄に掲げるとおりとする。（ただし、既存部分の審査において構造強度に係る審査を要する場合は、第4項第1号及び第2号の規定を準用して加算する。）

#### 4 《確認申請の加算額》

- ① 法第20条第1項（第四号イを除く。）に定める構造計算書の添付を要する場合（法第20条第2項の適用を受ける建築物はそれぞれ別の建築物とみなす。第2号について同じ）

構造計算を要する建築物の床面積の合計	金額
200㎡以内のもの	15,000円
200㎡を超え、1000㎡以内のもの	30,000円
1000㎡を超え、2000㎡以内のもの	40,000円

- ② 壁量計算等の仕様規定（以下「仕様規定」という）により行う場合

仕様規定を要する建築物の床面積の合計	金額
200㎡以内のもの	8,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの	10,000円

③日影図又は天空率を用いた場合 : 一の建築物につき 10,000円

④避難安全検証法、耐火区画性能検証法及び防火区画性能検証法による場合  
: 一の建築物につき 30,000円

⑤特定天井の検証方法による場合 : 一の建築物につき 30,000円

⑥住宅等の省エネ仕様基準若しくは誘導仕様基準（以下「仕様基準等」という。）の  
審査による場合

確認申請1件の床面積の合計につき、次の表に掲げる額

住宅の種類・床面積の合計		金額
一戸建ての住宅		8,000円
共同住宅 等	300㎡以内のもの	16,000円
	300㎡を超え、2000㎡以内のもの	26,000円

⑦鳥取県福祉のまちづくり条例に該当する建築物の場合

確認申請1件の床面積の合計につき、次の表に掲げる額

対象建築物の床面積の合計	金額
100㎡未満のもの	5,000円
100㎡以上のもの	10,000円

⑧法第6条の3に規定する構造計算適合性判定の図書と確認申請図書の整合性確認  
審査がある場合 : 構造計算一件につき 8,000円

⑨省エネ適合性判定の図書と確認申請図書の整合性確認審査がある場合  
(ただし、当検査センターが省エネ適合性判定を行った場合は除く)  
: 一の建築物につき 8,000円

## ■建築物に関する中間検査申請

### 1 《建築物に関する中間検査申請手数料》

床面積の合計	手数料の額
100㎡以内のもの	34,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	44,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの	55,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの	62,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	74,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	99,000円

2 当検査センター以外から確認済証の交付を受けた場合の中間検査については、前項の  
手数料の額に確認申請手数料の表により算出した額の10分の3を加算した額とする。

## ■建築物に関する完了検査申請

### 1 《建築物に関する完了検査申請手数料》

床面積の合計		右欄以外の建築物に係る手数料の額	建築基準法第7条の4第4項の中間検査合格証が交付された建築物の手数料の額
100㎡以内のもの	建築基準法第6条の4に該当するもの	30,000円	34,000円
	上記以外の建築物	36,000円	
100㎡を超え、200㎡以内のもの	建築基準法第6条の4に該当するもの	37,000円	44,000円
	上記以外の建築物	46,000円	
200㎡を超え、300㎡以内のもの		56,000円	55,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの		65,000円	62,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの		78,000円	74,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		104,000円	99,000円

### 2 《工事種別に伴う床面積の算定方法》

- ①建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）は当該建築に係る部分の床面積
- ②建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1
- ③既存建築物に増築する場合（同一棟とした場合に限る。）は、既存部分の床面積の2分の1を増築部分の床面積に加算した床面積の合計
- ④当検査センターが法第7条の6に基づく仮使用の認定を行った建築物の場合は、①から③により算定した床面積から、仮使用認定を受けた部分の床面積を減じた床面積とする

3 当検査センター以外から確認済証の交付を受けた場合の完了検査については、1の表の手数料の額に確認申請手数料の表により算出した額の2分の1を加算した額とする。

### 4 《完了検査申請の加算額》

#### ★省エネ基準関係

省エネ適合判定等（省エネ適判、設計住宅性能評価、長期使用構造の確認）を要した建築物及び省エネ仕様基準等により建築確認を受けた建築物の場合

(1) 当検査センターから省エネ適合性判定等若しくは省エネ仕様基準等による建築確認を受けている場合の加算額

床面積の合計	金額
200㎡以内のもの	6,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの	10,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの	15,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	20,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	30,000円

- (2) 当検査センター以外から省エネ適合判定等による建築確認を受けている場合の加算額

床面積の合計	金額
200㎡以内のもの	16,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの	25,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの	35,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	45,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	60,000円

★鳥取県福祉のまちづくり条例関係

鳥取県福祉のまちづくり条例に該当する建築物の場合は、対象建築物の床面積の合計につき、次の表に掲げる額を加算する。

対象建築物の床面積の合計	金額
100㎡未満のもの	3,000円
100㎡以上のもの	5,000円

■建築物に関する仮使用認定申請

1 《建築物に関する完了検査申請手数料》

申請1件ごとに次の表の区分に応じ、同表に掲げる額

区 分	金額
一戸建ての住宅	当該建物の完了検査手数料の額の120%
一戸建ての住宅を除く建築物等	120,000円

■軽微な変更説明書等の審査

《軽微な変更説明書等の審査に関する手数料》

- ①軽微な変更説明書を審査する場合の手数料は、軽微な変更説明書1通につき3,000円とする。(建築物エネルギー消費性能に係る軽微な変更ルートAを含み、ルートCを除く。)
- ②構造強度に係る軽微な変更の審査(仕様規定による場合を含む。)を含む場合の手数料は、軽微な変更説明書1通につき5,000円とする。
- ③検査センターから建築物エネルギー消費性能適合性判定業務における適合判定通知書(設計性能評価等を含む。)の交付を受けた建築物で、建築物エネルギー消費性能に係る軽微な変更(ルートBに限る。)が生じる場合は、検査センターの建築物エネルギー消費性能適合性判定料金(税抜き)に0.3を乗じた額とする。
- ④検査センター以外の者から建築物エネルギー消費性能適合性判定業務における適合判定通知書(設計性能評価等を含む。)の交付を受けた建築物で、建築物エネルギー消費性能

に係る軽微な変更（ルート B に限る。）が生じる場合は、検査センターの建築物エネルギー消費性能適合性判定料金（税抜き）の額とする。

- ⑤完了検査の申請又は検査の結果において、軽微な変更があった場合については、上記①から④の規定を準用する。

## ■建築設備

### 1 《建築設備に関する申請手数料》

内 容	金 額
確認申請	24,000円
計画変更	12,000円
完了検査	28,000円

※当検査センター以外から確認済証の交付を受けた場合の完了検査については、同表確認申請手数料の2分の1を加算した額とする。

## ■工作物

### 1 《工作物に関する申請手数料》

内 容	金 額
確認申請	22,000円
計画変更	11,000円
完了検査	26,000円

※当検査センター以外から確認済証の交付を受けた場合の完了検査については、同表確認申請手数料の2分の1を加算した額とする。

## ■その他

### 《確認申請書等記載事項誤記訂正願》

- ・当機関が交付した確認申請書等に関する記載事項の誤記訂正願の申請は、その工事完了前までに行うものとし、申請手数料は3,300円（税込）とする。

上記以外の詳しい内容については、確認検査業務手数料規程を参照頂くか、当センターにお問い合わせください。